

負の暖簾の発生要因に関する一考察

西 海 学*

Study on Generating Factors of Negative Goodwill

Satoll Nishiumi

In this paper, the accounting item that is called "Negative Goodwill" is examined. "Negative Goodwill" is classified into "Internally Generated Negative Goodwill" and "Purchased Negative Goodwill" (that causes it by the business combination etc), as well as the case of "Positive Goodwill".

Recently, lots of "Purchased Negative Goodwill" is reported in consolidated financial statements, and the number of reported cases and the reported amount keep increasing in Japan.

Hereafter, we focus to "Purchased Negative Goodwill", and discuss generating factors.

はじめに

本稿では、買収価額が識別可能純資産の公正価値を下回る際に生じる貸方差額部分である、「負の暖簾(Negative goodwill)」と呼ばれる項目について検討する。

一般に「負の暖簾」は発生することが極めて稀だとされている。実際にこの負の暖簾の発生が稀であり、机上で想定される程度の項目であれば、現実の経済になんらかのインパクトを与えているわけではないので、あえて論じる必要性はないだろう。しかしながら、東京証券取引所第1部および第2部上場の3月期決算企業（金融業を除く）で、一般に連結会計上の「負の暖簾」と呼ばれる貸方の連結調整勘定を報告する企業は、2003年には274社、2002年には257社、2001年には233社、2000年には203社、1999年には142社と少なくはなく、かつ遞増している。今日のわが国においては「負の暖簾」は決して稀な項目ではない。そこで本稿では、負の暖簾の本質と会計負の暖簾の発生源泉別に想定される会計処理について考察し、各国基準をレビューする。なお本稿では以下、「負の暖簾」という言葉は、負の将来超過利益の獲得能力時に限って使用し、企業結合により生じる受入純資産が買収コストを超える部分については、あえて単に「貸方差額」と呼ぶこととする。

1 負の暖簾の本質

暖簾は将来における超過利益獲得能力と一般的に定義されるので、「正の暖簾」は将来における正の超過利益を獲得する能力を表わし、その価値は将来における正の超過利益の現在価値の総和になる。これに対して、対称概念である「負の暖簾」は将来における負の超過利益を獲得する能力を表わすことになる。負の暖簾の価値は、将来における負の超過利益の現在価値の総和となる

* 経営情報学科

う。言い換えれば、将来における正常利益の獲得不能部分の現在価値である。つまり、次式の右辺が暖簾の価値を意味するが、これが正となったときには正の暖簾がその企業に存在し、負になったときには負の暖簾が存在することになる。

$$GW_t = \sum_{\tau=1}^{\infty} \frac{E_t [\pi_{t+\tau}^a]}{k^\tau}$$

GW_t : t 期の暖簾価値、 k : 株主要求利回り(資本コスト等)、

$\pi_t^a (= \pi_t - kb_{t-1})$: t 期の超過利益、 π_t : t 期の当期純利益、

b_{t-1} : t 期首($t-1$ 期末)純資産簿価

企業結合においては、買収コストが被買収会社の純資産公正価値よりも低いときに生じる貸方差額は、一般に「負の暖簾」と呼ばれることが多いが、しかし、この企業結合により生ずる貸方差額は、必ずしもすべてが本来の負の暖簾の定義に該当するとは限らない。なぜならば、企業結合により貸方差額が発生する要因には、被買収企業に負の暖簾(負の超過収益力)が存在するケースだけでなく、次のようにいくつかの要因が考えられる。

- ① 割安購入(いわゆる **bargain purchase**)
- ② 識別可能資産の減損の発生
- ③ 事業組織のリストラクチャリングの必要性
- ④ 負の超過収益力の存在

以下、これらのケースにおいて生じた貸方差額の性質を考察するが、買収の形態、つまり株式交付の有無によってその意味が異なってくる。株式交付によらない企業買収の場合、資本取引がないため買収企業において資本の増加は起こらないが、株式交付による買収の場合、資本取引により買収を行なうため、買収企業において資本の増加が起こる。後者においては、資本と利益の区分を厳密にする必要性があるため、株式交付の有無ごとに検討することとする。

1-1 貸方差額の発生源泉①—株式交付を伴わない買収のケース

(1) 割安購入

被買収企業を割安に購入するというケースが生じるのは、たとえば、買収側があきらかに情報優位にあると言う情報格差が買収当事者間にあり、被買収企業あるいはその株主が知ることが不可能、あるいは予見不可能な公正価値が存在していた場合や、買収当事者間において立場に相違があり、あきらかに買収企業側が有利な立場にある場合に生じる。

この割安購入により生じた貸方差額は、その名の通りどれだけ「お得な買い物」をしたかということを表わすに過ぎないことになる。つまり、負の暖簾の定義を満たすものではなく、買収時における利得ということになる。

(2) 識別可能資産の減損の発生

買収時において、ある識別可能資産あるいは現金創出単位(Cash Generating Unit)ごとの

公正価値を回収可能価額(資産の使用もしくは売却により得られる将来キャッシュ・フローあるいはその現在価値)が下回る、すなわち減損が生じているケースを考えてみよう。買収によって獲得したその資産の現行の使用パターンでは、市場における平均的な収益力を下回っており、将来負の超過利益が期待されるため、負の暖簾が生じていると言える。このケースでは、買収により生じた貸方差額は回収可能価額の低下に基づくものだと言える。この場合、企業結合時に当該資産の減損を実施することが考えられるが、その可能性は減損の測定属性に依存する。これについては次節において検討する。

(3) 事業組織のリストラクチャリングの必要性

買収時において、それぞれの受入識別可能資産、あるいは現金創出単位ごとの使用価値が、それら資産の再調達原価を下回っていることについては確認できないが、被買収企業において経営能力の低さや組織の未発達さ、販売力の低さを原因として、企業組織全体の正常利益を獲得できない状況にある場合、企業組織そのものに負の暖簾が発生しているといえる。

このケースでは、負の暖簾を生じさせている企業組織上の問題を解決する目的で、予測される将来支出を填補するため、買収コストが識別可能純資産の公正価値を下回ってしまうと考えられる。事業組織のリストラクチャリング計画が存在し、その将来支出の填補を意味する場合において企業結合によって生じた貸方差額は、将来のリストラクチャリングのための引当金、の性格を持つと言え、負債性を持つといえる。

(4) 負の超過収益力の存在

被買収会社が、正常利益以下の収益力しか持っていない場合、負の暖簾が存在していることとなる。そのような企業を買収する際に負の暖簾が表れるが、(2)または(3)に当てはまらず、将来利益の実現により、正常利益を下回る部分が実現することによってでしか貸方差額が解消されない場合、まさに被買収企業において生じていた負の暖簾を受け入れることに対する負のコストであるといえる。

1-2 貸方差額の発生源泉②—株式交付を伴うケース

株式交付を伴う買収の際には、企業結合時に生じた貸方差額が資本剰余金の増加が原因となるケースが考えられる。

(1) 割安購入

もし、受け入れた資産について、収益力の低下を表わす事象、ないし兆候が見られない場合、受入純資産の公正価値総額以下の買収価額に相当する株式交付を行なったこととなる。この場合、貸方差額に当然のことながら負債性は認められない。つまり、貸方差額分は利得の性格を持つが、株式交付による買収の場合、交付した株式の価値以上の純資産を受け入れたことを意味し、このケースで生じた貸方差額は利益ではなく資本剰余金の性格を持つと解釈できる。つまり、貸方差額分だけ資本の増加が認められる。

(2) 識別可能資産の減損の発生

受入資産について収益力が低下している事象、兆候が見られる場合、受入資産に減損が発

生しているということになる。それが原因となって、受入純資産額以下の価額に相当する株式交付を行った場合は、交付株式の価値を超える純資産を受け入れたわけではないので、資本の増加があったとはいえない。

(3) 事業組織のリストラクチャリングの必要性

企業組織全体において正常利益を下回る収益力しか有さない、被買収企業の組織上の問題を解決するための将来支出を填補するため、受入純資産額以下の価額に相当する株式交付を行った場合、もし将来における確実な事業再編計画があり、将来支出が生じることに蓋然性があれば、引当金の性格を持つと考えられる。この場合も、交付株式の価値以上の純資産の受入をしたわけではないので、資本の増加があったとはいえない。

(4) 負の超過収益力の存在

将来の利益が正常利益を下回る部分が実現することによってのみしか解消されない場合でも、その企業結合により生じた貸方差額の分だけ、被買収企業において負の暖簾が生じており、企業価値を低下させている。そのため、この場合も、交付株式の価値以上の純資産の受入をしたとはいせず、資本の増加があったとはいえない。

2 借方差額と負の暖簾の会計処理

企業結合により生じた貸方差額の会計処理には、①評価修正法、②繰延利益法、③持分加算法、④即時利益法の4つがあると言われる¹。これらの処理の分類は、あくまで、これまでの会計実務において行なわれたものを要約したものである。本稿では、この処理の分類を基礎として規範的に論ずるのではなく、前節で考察した貸方差額が生じた原因ごとに、どのような会計処理がし得るのか導く形で論じてみることとする。

企業結合により生じた貸方差額のうち、負の暖簾に該当する部分は借方項目である買入暖簾の会計処理と全く同じものになってしかるべきである。つまり、企業結合により受け入れた将来の負の超過利益の実現に伴って配分される。

しかし、負の暖簾ではない貸方差額の場合は、借方の正の暖簾と同様の会計処理が行なわれるべきではないだろう。同様の性格を有する構成要素と同様の会計処理が行なわれるべきである。貸方差額の発生形態ごとにいかなる会計処理が考えられるのか、以下考察する。

(1) 割安購入

割安購入によって生じた貸方差額は、将来における負の超過利益に対応するものではなく、単に買収時点で「安い買い物」が出来たことにより生じた利得であると言うことは既に述べた通りである。また、将来における経済的便益を持つ資源が、他の外部者に流出することが予想されるものでもないため、負債とは考えられない。

割安購入により生じた貸方差額は、受入資産の測定属性によりその取扱いが決まると考えられる。あくまで受入資産の測定額は収支額基準に基づき、実際に支出された対価の額を上限とするならば、貸方差額と同額を受入資産の公正価値から減額することとなる。

一方、企業結合により受け入れた資産および負債の測定属性は公正価値である場合は、資

本維持概念によって貸方差額の性格が異なる。資本維持概念として名目資本維持を採用する場合、割安購入により生じた貸方差額は利益として捉えることとなり、即時利益として処理することが考えられる。実質資本維持概念が採用される場合には資本の増加と捉えることが出来るため、資本剰余金として処理することが考えられる。

(2) 識別可能資産の減損の発生

識別可能資産に減損が生じているがゆえに、企業結合により貸方差額が生じた場合、企業結合時において当該資産に対して減損を認識することが整合的である。しかし、減損の測定属性によっては認識できないケースがある。減損の測定属性には、①簿価と回収可能額との差額、②簿価と公正価値(市場での判断を反映する観察可能な価値)との差額次の2つが考えられる。

①を減損の測定属性として採用する場合、減損が生じている受け入れた被買収企業の資産の回収可能額を見積もり、簿価との差額を減損として認識することができる。なお、企業結合時における受入資産の簿価は企業結合時の公正価値で測定される。

②を減損の測定属性として採用した場合には、比較すべき価額はいずれも同じ公正価値で同値あるため、減損を認識することは出来ない。この場合、企業結合によって生じた貸方差額は、個別資産ないしは現金創出単位ごとに生じている負の暖簾の総和と考えられるため、負の暖簾として計上し、正の買入暖簾と同様、当該資産から獲得された負の超過利益の実現に対応させて配分することが考えられる。負の暖簾を負債として取り扱うか、資産の控除科目として取り扱うかは、負債をどのように定義するかによって決まるであろう。

(3) 事業組織のリストラクチャリングの必要性

企業組織上の問題により、将来生じるリストラクチャリング関連支出の填補分として企業結合により貸方差額が生じたとしよう。この場合、リストラクチャリングのための引当金の性格を持つため、リストラクチャリング引当金として処理し、関連する支出がなされるごとに対応する金額だけ、リストラクチャリング引当金を取り崩す会計処理が考えられる。

(4) 負の超過収益力の存在

将来利益が正常利益を下回る部分を填補分として企業結合上、貸方差額が生じた場合は負の暖簾として計上し、負の超過利益の実現ごとに利益として配分する会計処理が考えられる。

負債の定義が資産の定義の真逆であれば(例えば、資産は「将来における経済的便益を獲得する能力を持つ項目」と定義されるのに対し、負債は「将来における経済的便益を流出させる項目」と定義されるようなケース想定してみよう)、負の暖簾を負債として計上することになると考えられる。しかし、資産の定義と負債の定義が対称な関係になければ、負の暖簾は負数の資産だと考えられ、資産の控除勘定として処理されることが考えられよう。負の暖簾を負債と捉えるか負の資産と捉えるかは、負債をどのように定義するかによると考えられる。

3 国際的動向

貸方差額に対する会計処理は、各国で全く異なっているのが現状である。ここでは、紙幅の関係

上、各国の基準設定過程を詳細に検討する事は割愛し、各国基準の主要な点をだけを概観する。

3-1 イギリス

かつてイギリスにおける暖簾の会計基準であった会計実務基準書第 22 号(*Statement of Standard Accounting Practice No. 22 Accounting of goodwill : SSAP 22*)では、正の暖簾に対して即時持分賦課法を原則的処理として採用していたため、負の暖簾として基準上で扱われていた貸方差額は、全て資本項目へ加算するという左右対照的な会計処理が規定されていた (SSAP 22, para. 40)。

現在、イギリスにおいて貸方差額は、財務会計基準書第 10 号「暖簾および無形資産」(Financial Reporting Standard No.10, *Goodwill and Intangible Assets : FRS 10*) のパラグラフ 48 から 51 において次のように規定されている。その内容は以下にまとめる通りである。

① 当初認識

第 1 段階として、取得資産の減損テストと取得負債の公正価値調査をおこない、必要があれば、取得資産の減損および取得負債の再評価ないし未認識負債の認識を行なう。次に、第 2 段階として、貸方差額が残存する場合には、「暖簾」勘定の下で、正の暖簾と負の暖簾の正味金額が表示するかたちで認識し、貸借対照表上個別に開示することとなっている。

② 事後認識

負の暖簾のうち、取得非貨幣性資産の公正価値を超えない部分については、取得した非貨幣性資産の償却あるいは売却により回収される期間にわたり、損益計算書において利益として認識し、取得非貨幣性資産の公正価値を超える部分は、便益が期待される期間にわたり、損益計算書において利益として認識しなければならない。

このようにイギリス基準における貸方差額に対する見解は、①資産の減損分、②リストラクチャーリング引当金など負債の過小計上分、および、③負の暖簾である。イギリスにおいては減損と負債の再調査を行なうため、基準上、負の暖簾とされる部分は将来支出によっても収益力が回復できない部分であり、純粋な意味での負の暖簾に対応する部分であると言える。

3-2 アメリカ

貸方差額について規定する、現行のアメリカ基準である財務会計基準書第 141 号「企業結合」(*Statement of Financial Accounting Standards No.141 Business Combinations : SFAS141*) では、貸方差額は受け入れた非流動資産(ただし、持分法に係る投資勘定を除く金融資産、繰延税金資産、年金または他の退職給付プランに関連する前払資産およびその他の流動資産を除く)に比例配分し、資産の取得原価を減額する方法を探っている(SFAS 141, paras. 44-46)²。

なお、SFAS 141 以前に貸方差額を規定していた APB 意見書第 16 号(*Accounting Principle Board Opinion No.16, Business Combinations : APBO 16*)では、非流動資産に配分する点は同じであったが(APBO 16, para. 87)、配分後に残存する貸方差額は繰延収益とし、40 年以内にアモチゼーションを行ない利益計上することとしていた。しかし、SFAS 141 が制定されることにより、

アメリカにおいては負の暖簾が財務諸表上に一切認識されることはない。繰延収益は FASB の財務会計概念基準書第 6 号『財務諸表の構成要素』(Statement of Financial Accounting Concept No.6, *Elegant of Financial Statements*: SFAC 6)における負債の定義を満たさないため、貸方差額を負債として認識、計上できないのである(SFAS 141, para. B192)。

また、取得資産を減損することもアメリカ基準では不可能である。なぜならば、もし将来キャッシュ・フローの割引前合計額が、取得資産の企業結合時における買収会社にとっての簿価、すなわち取得資産の公正価値を下回っており、取得資産に減損の徴候が認められたとしても、アメリカにおける減損の測定属性は公正価値であるため、すでに公正価値で測定された取得資産の減損測定値はゼロとなってしまう。よって、減損を認識する状態にはなっていないのである。

このように、アメリカにおいては貸方差額を負債として認識することも出来ず、また減損も認識できない。その結果、ある一定の資産を比例的に減額するように貸方差額と相殺する会計処理が採用されている。

この会計処理が採用される別の理由を考えると、取得した識別可能資産の取得原価を実際に支払われた対価と整合させるためであると考えられる。企業結合時の公正価値に取得原価を求めるに実際には支払われていない金額が取得原価となり、取得原価主義からの逸脱と言えるだろう。しかしながら、SFAS 141 では取得した資産負債は公正価値で測定することとなっており(SFAS 141 para.35)、貸方差額が生じた場合はこの規定が貫徹されないこととなる。この貸方差額の会計処理規定を見ると、アメリカでは取得原価はあくまで支出額に求められているように考えられる。

3-3 小括

イギリスでは、貸方差額を多面的に捉え、受入資産の減損の実施と存在が確認された未認識負債を認識したのちも貸方差額が残る場合には負の暖簾として計上する方法を探っている。アメリカでは貸方差額は、第一に非流動資産の公正価値測定の誤謬と捉え、第二に割安購入による即時利益と規定している。貸方差額の会計処理は、英米において異なる会計処理が規定されており、また基準の設定過程をみても、会計処理が統一化される方向で議論はなされてはいない。アメリカの会計基準はいささか貸方差額を一義的に捉え過ぎていると思われることは否定できない（これは、アメリカでは正の暖簾の発生がほとんどで、貸方差額の重要性があまり高くない言う経済事情もある）が、これらの相違は、企業取得時の減損の可否、取得原価の概念といった英米の会計観の違いに由来しているものだといえるだろう。

4 日本における貸方差額

4-1 これまでの会計基準

わが国では、企業結合により生じる貸方差額は、企業結合の形態、つまり、合併か株式取得による買収(いわゆる連結)によって会計処理が異なっていた。

合併会計においては、貸方差額は合併差益として扱われ、資本準備金となる³(商法 288 条の 2 第 1 項 5 号)。もし、合併時に受け入れた識別可能資産に価値下落(減損)が認められず、被合併会

社が事業組織全体として正常な収益力を下回っているのでなければ、交付株式価値以上の純資産を払い込まれたことと解釈できるため、資本剰余金として取り扱われることに異論はない。しかし、上記の①、②を一つでも満たすのであれば、上図に示す増加純資産分だけの価値を、実際に受け入れられていないこととなる。その場合、貸方価額を資本剰余金として処理することは、いわゆる「資本の水増し」であり、交付株式は「水割株」となってしまい、資本充実の原則に反し、商法に抵触していると考えられる。

連結会計においては、貸方差額は、貸方の連結調整勘定として負債計上される。連結調整勘定は原則としてその計上後 20 年以内に、定額法その他合理的な方法により償却しなければならない（現行連結財務諸表原則、第四の三の 2）と規定されるが、借方も貸方も同じ規定が適用される。

貸方の連結調整勘定が生じる可能性がほとんどないのであれば、会計基準制定のコストとの兼ね合いで、とりあえず一般的によく生じる借方の連結調整勘定の規定を準用するという会計基準でもいたしかたないかも知れない。しかし、決して少なくない。

しかしながら、国際会計基準やアメリカ、イギリスのような詳細な規定もなければ、詳細な検討により、貸方と借方の連結調整勘定とが同じという現行規定になったとも思えないし、実際、明確な理由は見当たらない。

また、我が国では繰延収益という概念はこの貸方の連結調整勘定以外には存在しない。国庫補助金や保険差益は、資本剰余金として取り扱うか、繰延収益として処理するかについて、多くの議論が交わされ、結果的に資本剰余金として処理することをあきらめる一方で、概念として存在していない繰延収益として処理することも認めず、代わりに圧縮記帳によりとして処理されることとなつた経緯がある⁴。それにもかかわらず、何の議論の無いまま、貸方の連結調整勘定であれば繰延収益として負債計上することが認められてしまつてゐるのである。連結調整勘定について借方・貸方の区別なく規定しているのは、貸方に連結調整勘定が生じる場合を全く想定していなかつたのではないかと考えられる。

4-2 企業結合会計基準の規定

2003 年 10 月に企業会計審議会より『企業結合に係る会計基準』が公表された。この公開草案では、負の暖簾は「負債に計上し、20 年以内の取得の実態に基づいた適切な期間で規則的に償却する」と規定している（『企業結合に係る会計基準』三の 2 の(4),(5)）。

この規定だけを読めば、これまでの連結会計上において生じた貸方の連結調整勘定の会計処理規定となんら変わりはなく、連結会計に合わせたように感じられる。しかし、『企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書』公開草案三の 3 の(5)において、上記のような提案を行なうようになった結論の背景が示されている。そこでは、貸方差額が発生原因として識別可能資産の取得原価決定上の不備による場合があるとし、この場合測定誤差を起こしやすい非流動資産から比例的に控除することが妥当であるとしている。さらに、貸方差額の発生原因には認識不能な債務や割安購入とみなし、現実には異常かつ発生の頻度が低いことから、異常利益として処理することが妥当であると考えている。しかし、これらのように貸方差額の発生原因を特定することに合理性

を見出しが困難であることが多いとし、負債として計上される事となった。

企業取得後の短期間での発生が予測される費用は、取得原価算定する過程で独立した負債として認識することとしており、事業再編計画が明確であれば、リストラクチャリングのための引当金として処理されることとなると考えられるため、『企業結合に係る会計基準』によって計上される負の暖簾には含まれないこととなる。しかしながら、確固たる負債としてリストラに係る将来支出も、発生原因がよく分からぬために負債とする負の暖簾も、結果的には同列に負債として取り扱うことになる。

一方、合併会計におけるこれまでの商法規定とは明らかに異なるものとなっている。貸方差額が交付株式価値を超える純資産の公正価値分を払い込まれた部分と解釈できる場合、資本剰余金の性格を持つと考えられるが、この場合の貸方差額を負の暖簾として負債計上し、償却して利益計上していく会計処理は、企業会計原則の一般原則の「資本と利益の区分」に抵触するのではないだろうか。もし、受入純資産の企業にとっての価値が公正価値を下回り、貸方差額が生じた場合にこれを資本剰余金として処理することは、いわば資本の水増しにあたり水割株を交付したことになる。このような問題をもたらすならば、資本と利益の区分が危ういものとなるようが、よりよい妥協点と考えられなくもない。しかし、受入資産に減損が生じている場合には、我が国の規定に沿い減損を行ない、事業再編費用が見込まれていれば引当金処理すればよい。企業結合の会計処理を行なう際にこれらの処理を適切に行なうことによって、資本水増しの問題は避けられるのではないだろうか。

まとめと今後の課題

貸方差額について、①割安購入、②減損の発生、③事業再編に掛かる未認識負債、④負の暖簾といくつかの発生要因が考えられた。アメリカやイギリスでは、その会計観の下で異なる会計処理が規定されている。わが国では、連結会計上でも、企業結合会計に係る基準でも基本的には負債として処理し、後に利益に加算する形で償却を行なう事となっている。

今日の我が国において、貸方の連結調整勘定は増大している。しかしながら、現行の曖昧な貸方差額に関する連結会計上の規定から認識、計上された会計数値に情報としての意味はあるのか甚だ疑問であるし、実際に資本市場は有用な情報と判断しているのであろうか。この点については、別稿において実証分析を通じ、その資本市場における情報有用性を検証する。

注

¹ 武田[1982], 350~355 頁、Taylor[1996], pp. 132~133、梅原[2000], 163 頁、白石[2003], 188~189 頁など参照。

² 取得資産がゼロになるまで割り当てた後もまだ貸方差額が残存する場合には、APB 意見書第 30 号「経営成績の報告」(Accounting Principle Board Opinion No.30, *Reporting the Results of Operations - Reporting the Effects of Disposal of Segment of a Business, and Extraordinary, Unusual and Infrequently Occurring Event and Transactions : APBO 30*)に従い、全額異常利得(Extraordinary gain)として認識する(APBO 30, para. 11)。

³ ただし、承継資産、負債の具体的な測定方法についての明文は存在しない。そのため、現物出資説に基づいていても、合併差益の額が本来の資本剰余金の増加と異なる可能性がある。また、当然のことではあるが、人格合一説に基づき計上された資本剰余金は、本稿で論じてきた資本剰余金の増加とは本質的に異なる。

⁴ 例えば、国庫補助金や保険差益は、企業会計原則貸借対照表原則五のDおよびFにおいて資本剰余金と処理されることとしていたが、株主以外から資本は払い込まれることはないため、企業会計原則注解24では、これらを資本剰余金として取り扱うことを諦め、圧縮記帳を行なうことを定めている。

参考文献

- Accounting Standards Board. *Financial Reporting Standard No. 10, "Goodwill and Intangible Assets"*. London: 1997
- Accounting Standards Committee. *Statement of Standard Accounting Practice No. 22 "Accounting of goodwill"*, London: 1984
- American Institute of Certified Public Accountants, Accounting Principles Board Opinion No. 16—Business Combinations. New York: 1970
- Canning, John B., *The Economics of Accountancy*, Arno Press, 1978 (reprint), (original; Ronald Press 1929)
- Catlett, G. R. and N. O. Olson, *Accounting Research Study No. 10, Accounting for Goodwill*, 1968, AICPA Committee on Accounting Procedure, *Accounting Research Bulletin No. 24, Accounting for Intangible Assets*, 1944
- _____, *Accounting Research Bulletin No. 43, Revision and Restatement of Accounting Research Bulletins*, 1953
- _____, *Accounting Research Bulletin No. 48, Business Combinations*, 1957
- Financial Accounting Standards Board (FASB), *Discussion Memorandum "An Analysis of Issues Related to Accounting for Business Combinations and Purchased Intangibles"* Norwalk, CT: 1976
- _____, *Statement of Financial Accounting Concept No. 6 "Element of Financial Statements"* Norwalk, CT: 1985
- _____, *Exposure Draft: Proposed Statement of Financial Accounting Standards: Business Combinations and Intangible Assets*. Norwalk, CT: 1999
- _____, *Exposure Draft (Revised): Proposed Statement of Financial Accounting Standards: Business Combinations and Intangible Assets - Accounting for Goodwill*. Limited revision issued Feb. 2001. Norwalk, CT
- _____, *Statement of Financial Accounting Standards No. 141 "Business Combinations"*, Norwalk, CT: 2001
- _____, *Statement of Financial Accounting Standards No. 142 "Goodwill and Other Intangible Asset"*, Norwalk, CT: 2001
- 醍醐聰, 「投資消去差額の会計問題とその淵源」, 醍醐聰, 田中建二編著『現代会計の構想』, 中央経済社, 1992年
- _____, 「新株引受権の処理—資本と利益の区分の視点から」, 『税経セミナー』, 第39巻第3号, 1994年3月
- Elliott, Barry and Jamie Elliott, *Financial Accounting and Reporting* (2nd edition), Prentice Hall International (UK) 1996
- 黒川行治, 『連結会計』, 新世社, 1998年
- 森田哲彌, 「実現概念・実現主義に関するノート」, 『一橋論叢』, 第83巻第1号, 1980年1月
- Moonitz, Maurice, *The Entity Theory of Consolidated Statements*, The Foundation Press 1951. 片野一郎監訳, 白鳥庄之助訳注, 『ムーニッツ 連結財務諸表論』, 同文館, 1964年
- 中村忠, 『資本会計論』, 白桃書房, 1969年
- 野口晃弘, 『条件付新株発行の会計』, 白桃書房, 2004年
- Ohlson, James A., "Earnings, Book Values, and Dividends in Security Valuation", *Contemporary Accounting Research*, Vol. 11, No. 2, (Spring), 1995
- 斎藤静樹, 『資産再評価の研究』, 東京大学出版会, 1984年
- 白石和孝, 『知的無形固定資産会計』, 新世社, 1997年
- _____, 『イギリスの暖簾と無形資産の会計』, 稅務経理協会, 2003年
- 高瀬莊太郎, 『暖簾の研究』, 森山書店, 1930年
- 武田安弘, 『企業結合会計の研究』, 白桃書房, 1982年
- 田中弘, 原光世訳, 『イギリス会計基準書(第2版)』, 中央経済社, 1994年
- Taylor, Paul, *Consolidated Financial Reporting*, Paul Chapman Publishing, 1996
- 徳賀芳弘, 「負債と資本の区分—代替的アプローチの考察」, 『企業会計』, 第55巻第7号, 2003年7月
- 梅原秀継, 『のれんの会計の理論と制度』, 白桃書房, 2000年
- Wyatt, A. R., *Accounting Research Study No. 5, A Critical Study of accounting for Business Combinations*, 1963, AICPA
- Yang, Ju-me, *Goodwill and Other Intangibles : Their Significance and Treatment in Accounts*, The Ronald Press Company, 1927

(付記: 本稿は文部科学省科学研究費補助金若手研究(B)課題番号・17730292による研究成果の一部である)

(平成17年12月2日受理)